

第101号

令和4年9月

福利

おたが物



奥武島 イカの天日干し

Contents

【予算決算】令和3年度 決算の概要	2	【保健事業】令和4年度	
【掛金】標準報酬月額の時給決定について	4	育児支援セミナーのご案内!	9
【年金】知っておきたい年金の支給停止について	5	【保健事業】1日人間ドック・脳ドック等のご案内	10
【給付】公務中や通勤中にケガをしたときは?	6	【保健事業】特定保健指導を受けましょう(無料)	11
【資格】健康保険証は1人につき1枚です!	7	【保健事業】健康読本冊子	
【給付・掛金】		「QUPIO Plus」をお届けします	11
産前産後休業、出産及び育児休業		【保健事業】アイリスプラン	12
復職に係る提出書類一覧表	8	【広報】公立学校共済組合	
		沖縄支部ホームページ紹介	12



令和3年度 決算の概要

令和3年度の公立学校共済組合沖縄支部の決算が、6月7日に開催された支部運営審議会において承認されました。その概要をお知らせします。

●組合員数

令和3年度の組合員数、被扶養者数はそれぞれ以下のとおりです。

令和3年度末の組合員数は、18,980名で、前年度に比べて221名の増加となりました。被扶養者数は、17,408名で、前年度に比べて34名の増加となりました。

組合員			被扶養者
一般	任意継続	計	
18,768	212	18,980	17,408

●短期経理

組合員とその被扶養者が病気や負傷したとき、災害にあったとき、出産、休業したときなどに給付を行う経理です。給付するための費用は、組合員からの掛金と、地方公共団体からの負担金等により賄われています。

■給付状況

		決算額 (万円)	件数
法定給付	保健給付	466,580	384,223
	休業給付	131,355	7,497
	災害給付	0	0
	計	597,935	391,720
附加給付	保健給付	7,621	2,240
	休業給付	878	40
	災害給付	0	0
	計	8,499	2,280
	一部負担金払戻金	7,007	2,528
	合計	613,441	396,528

※給付財源以外は、公立学校共済組合本部へ送金され、後期高齢者支援金等の拠出金に充当されます。

■収入状況



●長期経理(厚生年金保険経理・経過的長期経理・退職等年金経理)

組合員が退職したときや死亡したときなどに給付される厚生年金、年金払い退職給付等、公的年金に関する経理です。

長期経理については、厚生年金保険・経過的長期・退職等年金の3つの経理があります。支部では組合員からの掛金(保険金)と、地方公共団体からの負担金の収納を行っております。

支部での収入額は全額、公立学校共済組合本部へ送金され、公的年金の財源となります。



■収入状況



●保健経理

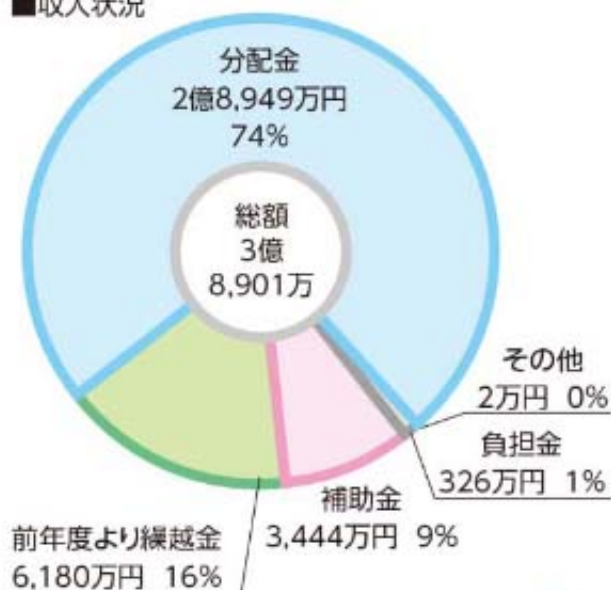
組合員とその被扶養者の健康の保持と、元気回復を図るため、特定健診等事業をはじめ、人間ドック等の健康管理事業、セミナー等の一般事業に関する経理です。財源は、公立学校共済組合本部からの分配金と、地方公共団体からの特定健診負担金、事業主や関係団体からの補助金で賄われております。

■執行状況

		決算額 (万円)	件数(人)
特定健診等事業	特定健康診査	18,625	10,612
	特定保健指導	1,655	—
	その他	1,142	—
	計	21,422	10,612
健康管理事業	健診事業	4,181	3,681
	健康づくり事業	660	8,226
	その他	71	—
	計	4,912	11,907
一般事業	教養・文化関係	112	614
	へき地関係	315	483
	その他	97	884
	計	524	1,981
	その他の事業費用	4,708	—
	合計	31,566	24,500

※収支差額については、翌年度の繰越金となります。

■収入状況



●貸付経理

組合員が住宅の取得や車の購入、結婚等のために臨時に資金を必要とする場合に貸付を行う経理です。

■貸付状況

	貸付金額 (万円)	件数
一般貸付	11,957	81
住宅貸付	3,390	7
住宅災害貸付	0	0
教育貸付	5,970	30
災害貸付	30	1
医療貸付	0	0
結婚貸付	0	0
葬祭貸付	510	4
高額医療貸付	0	0
出産貸付	0	0
合計	21,857	123

■貸付累計残高

	累計残高 (万円)	件数
一般貸付	32,735	384
住宅貸付	167,692	644
住宅災害貸付	0	0
教育貸付	12,994	82
災害貸付	27	1
医療貸付	589	8
結婚貸付	582	8
葬祭貸付	584	6
高額医療貸付	0	0
出産貸付	0	0
合計	215,203	1,133

標準報酬月額の時決定について

組合員の方が実際に受ける報酬と既に決定されている「標準報酬月額」との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日に組合員である方を対象として標準報酬月額を決定します。この決定のことを「時決定」といい、決定した標準報酬は、その年の9月から翌年8月までの標準報酬となります。

※6月1日から7月1日までの間に組合員資格を取得した方、7月から9月までのいずれかの月に標準報酬の改定（随時改定等）が行われた方は時決定の対象外となります。

時決定の算定方法

4月から6月までの3か月間の報酬（基本給、諸手当等）の平均額を等級表に当てはめ算定します。



標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬等級表※

報酬月額	標準報酬月額
⋮	⋮
330,000円以上 350,000円未満	第20級 340,000円
350,000円以上 370,000円未満	第21級 360,000円
⋮	⋮

標準報酬月額
340,000円

前年の時決定以降に改定がない場合は、以下のようになります。

9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月											
前年度9月の時決定の標準報酬月額																																		
							●	●	●			新たに時決定された標準報酬月額																						

4～6月の報酬の平均により9月から適用される標準報酬月額を決定

★時決定の保険者算定★

4月、5月、6月は、例年その時期が忙しくて残業が多く、時決定を行うことで標準報酬月額が上がる場合、下記の要件にすべて該当し、本人の同意書と所属所の申立書を提出することにより、過去1年間の平均額で報酬を決定することができます。

～要件～

- ①「4月から6月までの3か月間の平均により算定した標準報酬月額」と「前年の7月から当年の6月までの1年間の報酬の平均により算定した標準報酬月額」に2等級以上の差がある。
- ②当該差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる。

※標準報酬等級表は、沖縄支部ホームページでご覧いただけます。

トップページ→沖縄支部について→福利厚生事務の手引き→共済組合の概要

知っておきたい年金の支給停止について

年金
Q&A



老齢厚生(退職共済)年金受給中に再就職したら年金の支給はどうなるんだろう？



再就職先の厚生年金の加入の有無により下記のように変わります。



再任用フルタイム・臨時的任用職員（令和4年9月まで※）の場合

公立学校共済組合の組合員としての資格を有するため、第3号厚生年金被保険者となり賃金と年金の合計額により2階部分の老齢厚生年金のみで支給停止の計算を行います。また、年金の3階部分にあたる「経過的職域加算額」は全額停止となります。

たとえば…

短期組合員（令和4年10月1日以降※）・民間会社や私立学校に就職した場合

再就職先で厚生年金保険に加入した場合、賃金と年金の額により2階部分の老齢厚生年金のみで支給停止の計算を行います。年金の3階部分にあたる「経過的職域加算額」は全額支給されます。

※令和4年10月1日から短期組合員となった組合員は、第3号厚生年金被保険者から第1号厚生年金被保険者となります。



支給停止額の計算方法は？

令和4年4月分から

以下の計算式によって算出されます。



$$\text{支給停止額（月額）} = (\text{年金} \times 1 + \text{賃金} \times 2) - 47\text{万円} \times 1/2$$

※1 年金：年金額 × 1 / 12（経過的職域加算額、加給年金額を除く）
※2 賃金：（標準報酬月額） +（過去1年間に支給された賞与 × 1 / 12）

公務中や通勤中にケガをしたときは？

公務中や通勤途中での事故などにより負傷したときは、災害補償制度の対象となる場合があります。公務災害（通勤災害）に該当するような場合には、所属所を通じて公務災害の申請をしてください。

公務上の災害と認定された場合は、地方公務員災害補償基金より補償を受けることができ、自己負担なしで受診することができます。

**公務災害（通勤災害）に該当する場合には、
組合員証又は被扶養者証は使用できません!!**

医療機関を受診する際には、公務上（通勤途中など）のケガであることを伝え、組合員証等は使用しないでください。

交通事故などにあつた場合は共済組合へご連絡を!

組合員や被扶養者が交通事故にあつた場合や、他人からケガをさせられた場合など、第三者の加害行為により負傷したときの医療費については、本来、その負傷させた相手（加害者）が負担するべきこととなっています。

しかし、治療のためにかかった医療費を直ちに加害者に負担させることが困難な場合には、組合員証又は被扶養者証を使用して治療を受けることもできますが、使用前に必ず公立学校共済組合へ連絡が必要となります。

【提出書類】

- ・ 負傷（傷病）の原因報告書
- ・ 事故発生状況報告書
- ・ 損害賠償申告書
- ・ 交通事故証明書 など

学校内での活動中や通勤途中の事故など公務災害（通勤災害）の場合は、組合員証や被扶養者証は使用できません!



組合員証又は被扶養者証を使用する場合は、公立学校共済組合が一時的に医療費（7割～8割分）を立て替えて医療機関に支払い、後日、公立学校共済組合から加害者に請求することになります。上記の書類は公立学校共済組合から加害者に請求する際に必要な書類になります。

次のことに気をつけてね!!

- 警察に必ず届け出る!
- 医師の診断を必ず受ける!
- 安易な示談はしないこと!





健康保険証は1人につき1枚です!

健康保険証は、1人につき1枚のみ交付されるものです。
複数枚お持ちの場合は、必ず不要な健康保険証の返納手続きをしてください。

【複数枚持っていることが考えられる例】

- ・就職した方が、家族の扶養に入っていた時の健康保険証を返納していない。
- ・転職した方が、前の職場で交付された健康保険証を返納していない。
- ・婚姻等により名字に変更があった方が、旧姓の健康保険証を返納していない。

健康保険証の返納について



不要な健康保険証の返納手続きは、健康保険証を交付している「健康保険者」によって異なりますので、そちらに確認してください。

健康保険者が公立学校共済組合沖縄支部の場合のお手続きは、以下の内容をご確認ください。

なお、現在の職場を通して被保険者（本人）として健康保険証を交付された方は、その健康保険証が最も優先されますので、それ以外の健康保険証を返納してください。

公立学校共済組合沖縄支部への組合員証（健康保険証）等返納について

当支部から組合員証等が交付されている方は、以下の事由が発生した際に組合員証等を当支部へ返納する必要があります。所属している学校等を通して返納する必要がありますので、学校等の共済事務担当者に連絡してください。

【対象となる組合員証等】

- 組合員証 ○組合員被扶養者証 ○船員組合員証 ○船員組合員被扶養者証 ○高齢受給者証
- 限度額適用認定証 ○限度額適用・標準負担額減額認定証 ○特定疾病療養受領証
- 任意継続組合員証 ○任意継続組合員被扶養者証

【事由】

記載事項変更	組合員証等に記載されている情報に変更があったとき 【例】・婚姻により配偶者側の氏に変更になった。 (記載事項変更申告書と併せて旧姓の組合員証等を返納。)
資格喪失	組合員資格または被扶養者資格を喪失したとき 【例】・組合員が退職した。被扶養者が被扶養者要件を欠くことになった。 (組合員異動報告書又は被扶養者申告書等と併せて組合員証等を返納。) ・後期高齢者医療制度（※）の被保険者等に該当することになった。 (申告書等の提出は不要。組合員証等の返納のみ。) ※75歳以上になった方または65歳以上75歳未満で障害認定を受けた方が加入する都道府県後期高齢者医療広域連合の医療制度
有効期限切れ	有効期限が記載されている証の有効期限に到達したとき 【例】・限度額適用認定証に記載されている有効期限に到達した。 (申告書等の提出は不要。限度額適用認定証の返納のみ。)

※返納が必要な組合員証を紛失した場合は「紛失届」を提出してください。

産前産後休業、出産及び育児休業、復職に係る提出書類一覧表

組合員が産前産後休業・出産(被扶養者が出産する場合を含む。)・育児休業に係る掛金等免除、出産費・同附加金(被扶養者が出産する場合の家族出産費・同附加金を含む。)や育児休業手当金の給付、3歳未満養育特例、育児休業等終了時改定等を受ける場合、また、出生児を共済組合の被扶養者とする場合は、必要な書類を添えて所属所(学校等)経由で提出してください。

提出時期	名称等	提出書類
出産前	産前産後休業掛金等免除	<input type="checkbox"/> 産前産後休業掛金等免除申出書 <input type="checkbox"/> 産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類(休暇簿の写し等) <input type="checkbox"/> 出産予定日が確認できる書類(妊娠証明書の写し等) <input type="checkbox"/> (多胎妊娠の場合) 出産予定人数が確認できる書類(診断書の写し等)
	被扶養者認定申告 <small>(出生児を被扶養者とする方のみ)</small>	<input type="checkbox"/> 被扶養者申告書 ※所属所には事実発生年月日(誕生日)から30日以内に提出してください。 【扶養手当が支給される場合】 <input type="checkbox"/> 扶養手当の支給が確認できる書類(県費職員は扶養手当認定簿または扶養親族届(所属所受付済)の写し、市町村費職員は給与支給機関発行の扶養手当支給証明書等) 【扶養手当が支給されない場合】 <input type="checkbox"/> 扶養事実申立書、 <input type="checkbox"/> 住民票謄本、 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本、 <input type="checkbox"/> 所得証明書(組合員及びその他の扶養義務者)、 <input type="checkbox"/> その他必要書類
出産後	産前産後休業掛金等免除	<input type="checkbox"/> 産前産後休業掛金等免除変更申出書 ※出産予定日と出産日が同じ場合は、省略可能です。 <input type="checkbox"/> 産前産後休業の期間及び取得が確認できる書類(休暇簿の写し等) ※出産後、産前産後休業の期間を変更したものになります。 ※出産予定日と出産日が同じ場合は省略可能です。 <input type="checkbox"/> 出産日が確認できる書類(出産証明書の写し等) ※産前産後休業の終了日まで提出してください。
	出産費・同附加金 <small>(家族出産費・同附加金)</small>	※受取代理制度を利用する場合は、提出書類が異なります。 <input type="checkbox"/> 出産費・同附加金請求書または家族出産費・同附加金請求書 <input type="checkbox"/> 分娩費用明細書など医療機関等の代理受取額が明記され、産科医療補償制度加入の場合、その証明印等が確認できる書類(写し可) <input type="checkbox"/> (直接支払制度を活用する方のみ) 直接支払制度合意文書(写し可) <input type="checkbox"/> (被扶養者が認定日後6月以内に出産する場合で、認定日前まで1年以上健康保険組合等の被保険者または組合員だった方のみ) 当該健康保険組合等が発行した出産育児一時金等の受給権放棄等が確認できる書類(※ただし、直接支払制度を活用する方は添付不要)
	3歳未満養育特例 <small>(※申出は任意)</small>	※3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例の適用を受けることができる制度です。 ※3歳未満の子を養育する旨の申出書については、表の「復職後」の欄をご確認ください。
育児休業開始時 <small>(期間延長または短縮の変更がある場合は、その都度)</small>	育児休業等掛金等免除	<input type="checkbox"/> 育児休業等掛金等免除申出書 <input type="checkbox"/> 辞令等の写し 【育児休業の期間延長または短縮の変更がある場合】 <input type="checkbox"/> 育児休業等掛金等免除変更申出書 <input type="checkbox"/> 辞令等の写し(延長または復職に係るもの) ※育児休業が開始する月の末日までに提出してください。
	育児休業手当金	<input type="checkbox"/> 育児休業手当金請求書 <input type="checkbox"/> 辞令等の写し(変更請求の場合は、当初の辞令等の写しも提出ください。) 【給付期間の延長を受ける場合】 <input type="checkbox"/> 市町村が発行した保育所の入所不承諾通知書など総務省令で定める要件に該当していることが確認できる書類 【給付期間を短縮する場合】 <input type="checkbox"/> 復職に係る辞令の写し等、そのことが確認できる書類 【パパ・ママ育休プラスを受ける場合】 <input type="checkbox"/> 配偶者の辞令等の写し、 <input type="checkbox"/> 住民票謄本

提出時期	名称等	提出書類
育児休業手当金請求書提出後～請求期間終了月	育児休業手当金	<input type="checkbox"/> 育児休業手当金に係る休業実績等証明書 ※請求期間の開始する月から請求期間の終了する月まで月単位で作成し、毎月翌月の5日までに提出してください。
復職後	3歳未満養育特例 (※申出は任意)	<input type="checkbox"/> 3歳未満の子を養育している期間の標準報酬が子を養育する前と比べて低くなったとき、年金額の計算に使用する標準報酬に関する特例の適用を受けることができる制度です。 <input type="checkbox"/> 3歳未満の子を養育する旨の申出書 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は戸籍抄本(コピー不可)(生年月日及びその子と申出者との身分関係を明らかにすることができるもの) <input type="checkbox"/> 住民票(コピー不可)(申出者と子が同居していることを確認できるもの) <input type="checkbox"/> 3歳未満の子を養育しない旨の申出書 ※対象者は必ずご提出が必要です。 対象者:養育特例の適用中に申出をした子以外の子を養育することとなった者や掛金の特例(免除)を受ける産前産後休業・育児休業等を開始した者等
	育児休業等終了時改定 (※申出は任意)	※育児休業等を終了した後、報酬が低下した場合など、復職後に受け取る報酬の月額と標準報酬の月額に一等級以上の差があるときに申出により標準報酬を改定できる制度です。 (復職時調整等により報酬が上がった場合でも、申出があれば標準報酬が改定されます。) ※産前産後休業終了後、育児休業等を取得せずに復職する組合員は「 <input type="checkbox"/> 産前産後休業終了時改定申出書」となります。 <input type="checkbox"/> 育児休業等終了時改定申出書
	育児休業手当金の延長給付終了に伴う事後確認	※育児休業の延長給付が終了した組合員へ延長給付全期間に係る保育所入所に関する証明書の提出を依頼します。 <input type="checkbox"/> 市町村が発行した保育所入所に関する証明

令和4年度 育児支援セミナーのご案内!

開 講 日	会 場	対 象 者	受 講 者 数
10月19日(水)	EMウェルネス 暮らしの発酵ライフスタイルリゾート	育児休業中 組合員	60人

栄養講座編 「食で育む子どもの未来」 大城 ゆか(栄養士)

育児講座編 「自己肯定感アップほめ愛講座」
ほり えりみ(ママの元気サポータークラブ代表)

令和3年度 感想

- 食育について児童期、思春期等、先の内容があったこと、郷土料理について知ることができたのが良かったです。
- 親の自己肯定感=子どもの自己肯定感ということに気づかされたので、大人から意識してやりたいと思いました。
- 実践的な良い情報ばかり頂けてとても助かりました。孤独になりがちなコロナ禍の育休ですが明るく前向きになれる気がします。



☆募集に係る詳細のご案内は9月上旬に各所属所へ送付します!



人間ドック・脳ドック等・婦人科検診のご案内

受診期間は、 令和4年12月末までです!



人間ドック・脳ドック



受診券を忘れずに!

●ドック受診を希望した組合員の方には、左記の受診券を所属所に送付しています。

受診当日に医療機関へご提出ください。
※提出がない場合全額自己負担となります。

●**受診期間は12月末日までです。**

12月は混み合い予約が取れないこともありますので、早めに医療機関へ予約し、受診してください。

※受診券の提出が無い場合や受診期間以外に受診した場合は、**全額自己負担**となります。

※紛失等により再発行を希望する場合は、「1日人間ドック・脳ドック再発行(取消)届書」を受診日の2週間前までに当支部までご提出ください。

婦人科検診



●女性組合員※及び被扶養配偶者へ『婦人科検診受診券』を配布しています。

受診期間は12月末日までです。

※人間ドックを希望している組合員は除きます。

令和4年度 婦人科検診受診券			
受診期間 令和4年6月1日～令和4年12月31日			
所属名	組合員種別	組合員・被扶養者	
氏名	生年月日	婚姻・平成	年 月 日
性別	性別		
組合員番号	受診項目	乳がん・子宮がん	
受診年月日	令和 年 月 日	医療機関名	
※医療費が全額負担されることはありません。必ずお持ちください。			
※受診の際は、必ず「組合員種別(又は「被扶養者種別」)と「受診券」を持参してください。			
※受診日の医療機関で受診をすることで有効となります。			
※有効期限及び有効期間は下記のとおりです。			
検査内容	検診額	自己負担額	
子宮頸がん・乳がん	3,180円	2,000円	
子宮頸がんのみ	3,430円	2,000円	
乳がんのみ	3,300円	2,000円	
〒960-0021		青森市東崎1丁目2番2号	
		公立学校共済組合青森支部	
		TEL:0186-966-2700 FAX:0186-966-2209	

特定健診保健指導を受けましょう!



特定健康診査で生活習慣病のリスクが高いと診断された方を対象に、生活習慣改善のための特定保健指導を実施しています。**無料**で受けられますので、生活習慣の見直しにぜひご利用ください。

＝動機づけ支援＝

保健師等と原則1回の面接で、生活習慣改善の計画を立て実行します。3か月経過後に、保健師等が健康状態や生活習慣の確認を行います。



＝積極的支援＝

保健師等との初回面接でメタボ改善の計画を立て、3か月以上継続したサポートを受け実行します。最終的には6か月経過後に、保健師等が健康状態や生活習慣の確認を行います。



受診した特定健康診査（人間ドック）の医療機関によって、特定保健指導の受診方法が異なります。

1. 「当日特定保健指導」を実施している医療機関の場合

→健診当日に、初回の特定保健指導が受けられます。（医療機関から、その場で案内がされます）

2. 「当日特定保健指導」を実施していない医療機関の場合

(1) 訪問型の特定保健指導を利用する。

忙しくて病院に行けないという対象者のために、保健師等が、訪問いたします。スマホ等でICT面談も可能です。事業委託先：株式会社ペネフィット・ワン

(2) 特定保健指導実施機関（医療機関）を利用する。

特定保健指導の対象者の方へ、当支部から利用のご案内をいたします。利用希望者に「利用券」をお送りしますのでご自身で医療機関（39機関）に予約ください。

健診当日に特定保健指導を受診されなかった対象者の方には、訪問型の特定保健指導、特定保健指導実施機関による特定保健指導を当支部からあらためてご案内しております。

特定健康診査とは？

40歳以上75歳未満の組合員とその被扶養者のみなさまを対象に、メタボリックシンドロームや高血圧、糖尿病、脂質異常症などの生活習慣病を早期に発見し、予防・対策に結び付けることを目的とした健康診査です。

＝組合員＝

当支部が実施する人間ドックや所属での定期健康診断を受けることで、特定健康診査を受診したものとみなされます。

＝被扶養者＝

無料で受診できる特定健康診査受診券（セット券）をご自宅に郵送しております。お早めに、受診してください。

健康読本冊子『QUPiO Plus』をお届けします

特定健康診査を受診した組合員・被扶養者のみなさまへ、健康読本冊子『QUPiO Plus (クピオプラス)』を10月以降、順次お届けします。200万人以上の健診データをもとに、「あなた」の健診結果を詳細に分析した「あなた専用」の健康読本冊子です。



健康診断の結果はからだからの大切なメッセージです。ご自分の健康状態をきちんと把握して、生活習慣の改善にお役立てください。



アイリスプラン

国・公・私立学校教職員のための

アイリスプランは、
国・公・私立学校教職員のための
経済生活支援事業です。

年金コース

内容が見てすぐ分かる
動画があります！
(右側のホームページからも
ご覧いただけます)

在職中から積立てを開始して、将来の公的年金を補完するための年金制度です。

- Point ① 毎月2,000円(2口)から積立を手軽に始められ、毎年1回、口数を自由に変更できます。
- Point ② 予定利率は年1.25% (令和4年4月1日現在)です。
※予定利率は年度変更となる可能性があります。
- Point ③ 「個人型」(個人年金(拠出料控除の対象))と、「一般型」(一般生老(拠出料控除の対象))があり、両方加入も可能です。
※給付の取得については規制改正により、年度変更となる場合があります。

医療・日常事故コース

病気・ケガによる入院費に対応した「医療入院コース」と、日常的なケガや交通事故、法律上の賠償責任も補償する「日常事故補償コース」の2つからなる制度です。

- Point ① 医療入院コースは、日帰り入院から保障。満90歳まで契約更新できます。
- Point ② 日常事故補償コースは、個人賠償を最高1億円まで補償！
※自動車事故および運転行為に起因する損害賠償は対象となりません。
- Point ③ どちらのコースも退職後もご利用いただけます。

「自動車保険」としても
ご利用いただけます

募集期間(資料請求受付期間)は、例年9月中旬～10月下旬にかけてです。
詳細は9月中旬に職場で配布されるリーフレットをご覧ください。

事業主団体：一般財団法人 教職員生涯福祉財団
制度内容等詳細についてはパンフレットをご確認ください。

承22-企-02 (2204)
MY-A-21-LF-008374

公立学校共済組合沖縄支部ホームページでは さまざまな情報をご紹介します!

公立学校共済組合沖縄支部

検索

<https://www.kouritu.or.jp/okinawa/>

スマートフォンの方は
こちらからチェック!!



最新情報を簡単にチェックできます

こんなときガイド

・手続きの概要などを掲載しています。

手続きナビ

・各種手続きについて掲載しています。
・「様式集」では、各種申請に必要な届出様式を掲載しています。

沖縄支部について

・「福利おきなわ」など広報誌も掲載しています。